◇**子どもの貧困対策会議令**（政令第七号）（内閣府本府）

1　会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するものとすることとした。（第一条関係）

2　この政令に定めるもののほか、子どもの貧困対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が子どもの貧困対策会議に諮って定めるものとすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二五年法律第六四号）の施行の日（平成二六年一月一七日）から施行することとした。

◇**不動産特定共同事業法施行令及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第八号）（内閣府・国土交通省）

一　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係

内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限及び国土交通大臣の権限の一部を財務局長等及び地方整備局長等に委任するものとすることとした。（本則第一条関係）

二　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正関係

内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限及び国土交通大臣の権限の一部を財務局長等及び地方整備局長等に委任するものとすることとした。（本則第二条関係）

三　不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置（附則第二条関係）

1　この政令の施行前に不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第一〇条、第一一条第一項、第三三条又は第四〇条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対してした届出又は提出は、相当の財務局長等又は地方整備局長等に対してした届出又は提出とみなすこととした。

2　この政令の施行前に法第一〇条、第一一条第一項、第三三条又は第四〇条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対し届出又は提出をしなければならない事項で、この政令の施行前に当該届出又は提出がされていないものについては、これを、これらの規定により財務局長等又は地方整備局長等に対して届出又は提出をしなければならない事項について当該届出又は提出がされていないものとみなして、法の規定を適用することとした。

四　施行期日

この政令は、平成二六年四月一日から施行するものとすることとした。

◇**国民年金法施行令等の一部を改正する政令**（政令第九号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

国民年金法第一九条第四項により政令で定めることとされている未支給の年金を受けるべき者の順位を、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族の順序とすることとした。（第四条の三の二関係）

二　厚生年金保険法施行令の一部改正関係

1　厚生年金保険法第三七条第四項の未支給の保険給付を受けるべき者の順位

厚生年金保険法第三七条第四項により政令で定めることとされている未支給の保険給付を受けるべき者の順位について、一に準じた改正を行うこととした。（第三条の二関係）

2　厚生年金保険法附則第九条の二第五項の政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付

厚生年金保険法附則第九条の二第五項の政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付について、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金等を定めることとした。（第六条の五関係）

三　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

政　令

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四号

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日は、平成二十六年一月十七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五号

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第二項第二号の「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十八歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が十八歳未満の者の総数のうちに占める割合をいう。

2　法第八条第二項第二号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」とは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合をいう。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十六年一月十七日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久